

宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部を改正する指針

宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成13年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章から第7章まで（略）</p> <p>第8章 職員の配置等</p> <p>1（略）</p> <p>2 職員の研修</p> <p><u>(1) 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること（別表第2を目安とすること。）。</u>特に、直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスの在り方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。</p> <p><u>(2) 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。</u></p> <p>3 職員の衛生管理等</p> <p><u>(1) 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理面について十分な点検を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>1から4まで（略）</p> <p><u>5 業務継続計画の策定等</u></p> <p><u>(1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、</u></p>	<p>第1章から第7章まで（略）</p> <p>第8章 職員の配置等</p> <p>1（略）</p> <p>2 職員の研修</p> <p>職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること（別表第2を目安とすること。）。特に、直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスの在り方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 職員の衛生管理</p> <p>職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理面について十分な点検を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4（略）</p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>1から4まで（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 6 非常災害対策

- (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
- (2) (1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

#### 7 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。  
なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

#### 8 緊急時の対応

- (1) から (5) まで (略)

#### 9 医療機関等との連携

- (1) 及び (2) (略)
- (3) 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医

(新設)

(新設)

#### 5 緊急時の対応

- (1) から (5) まで (略)

#### 6 医療機関等との連携

- (1) 及び (2) (略)
- (3) 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医

療機関の診療科目、協力科目等について入居者及び身元引受人に周知しておくこと。

(4) から (6) まで (略)

## 1.0 介護サービス事業所との関係

(1) から (3) まで (略)

### 1.1 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。

(1) から (3) まで (略)

(4) 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望及び意見を運営に反映させるよう努めること。

1.2 設置者は、有料老人ホーム事業の運営に当たっては、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)及び医師法(昭和23年法律第201号)その他の法令を遵守すること。

## 第10章 サービス等

### 1 (略)

(1) 及び (2) (略)

(3) 健康管理と治療への協力

イからトまで (略)

(削除)

(5) 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。

安否確認等の実施にあたっては、安全及び安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

(6) から (10) まで (略)

療機関の診療科目 \_\_\_\_\_ 等について入居者及び身元引受人に周知しておくこと。

(4) から (6) まで (略)

## 7 介護サービス事業所との関係

(1) から (3) まで (略)

### 8 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。

(1) から (3) まで (略)

(4) 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに \_\_\_\_\_、入居者の要望及び意見を運営に反映させるよう努めること。

9 設置者は、有料老人ホーム事業の運営に当たっては、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)及び医師法(昭和23年法律第201号)その他の法令を遵守すること。

## 第10章 サービス等

### 1 (略)

(1) 及び (2) (略)

(3) 健康管理と治療への協力

イからトまで (略)

チ 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(5) 安否確認又は状況把握

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

入居者の安否確認又は状況把握については安否確認等の実施にあたっては、安全及び安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

(6) から (10) まで (略)

2及び3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(3) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(5) (2) から (4) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(6) その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

5及び6 (略)

7 (略)

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ及びハ (略)

## 第11章 事業収支計画

1 (略)

2 資金の確保等

初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用等を詳細に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達すること。また、資金の調達に当たっては、主たる取引金融機関等を確保しておくこと。

(1) から (9) まで (略)

3及び4 (略)

## 第12章 利用料等

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 老人福祉法第29条第7項の規定により、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。

なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、

2及び3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

5及び6 (略)

7 (略)

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ及びハ (略)

## 第11章 事業収支計画

1 (略)

2 資金の確保等

初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用を詳細に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達すること。また、資金の調達に当たっては、主たる取引金融機関等を確保しておくこと。

(1) から (9) まで (略)

3及び4 (略)

## 第12章 利用料等

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 老人福祉法第29条第7項の規定により、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。

なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっている

保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。

(3) から (7) まで (略)

(削除)

### 第13章 契約内容等

1 (略)

2 (略)

(1) から (6) まで (略)

(7) 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。

### 3 消費者契約の留意点

消費者契約法(平成12年法律第61号) 第二章第二節(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。

4から7まで (略)

8 (略)

(1) 及び (2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) 及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

9 (略)

(1) 及び (2) (略)

(3) 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償が迅速かつ円滑に行えるよう損害賠償保険に加入する等賠償資力の確保に努めるとともに、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

### 第14章 設置後の報告等

1 定期報告

設置者は、指導要綱に定めるところにより、毎年8月末までに次に掲げる事項について知事に報告すること。

が、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること

(3) から (7) まで (略)

(8) 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。

### 第13章 契約内容等

1 (略)

2 (略)

(1) から (6) まで (略)

(新設)

### 3 消費者契約の留意点

消費者契約法(平成12年法律第61号) 第二章第二節(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。

4から7まで (略)

8 (略)

(1) 及び (2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 \_\_\_\_\_ 及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

9 (略)

(1) 及び (2) (略)

(3) \_\_\_\_\_ 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償が迅速かつ円滑に行えるよう損害賠償保険に加入する等賠償資力の確保に努めるとともに、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

### 第14章 設置後の報告等

1 定期報告

設置者は、指導要綱に定めるところにより、毎年7月末までに次に掲げる事項について知事に報告すること。



2 第8章2（2）の規定については、この指針の施行の日から令和6年3月31日までの間は努力義務とする。

また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けるものとする。

3 第9章5から7まで、第10章4（2）から（5）までの規定については、この指針の施行の日から令和6年3月31日までの間は努力義務とする。

4 第13章8（4）の規定については、この指針の施行の日から令和3年9月30日までの間は努力義務とする。